

米国における無形資産会計の変遷とその背景

— ARB24号からAPB17号における会計処理の整理および検討を目的として—

The transition and the background of Intangible assets accounting in U.S.

— It aims at the arrangement and the examination from ARB24 to APB17 of the accounting treatment. —

林田 浩

HAYASHIDA, Hiroshi

概要

米国における無形資産の会計基準について、ARB24号からAPB17号までの会計処理を図示しながらその特徴や背景についての整理をおこなう。条文を詳細に追う作業から、規定が変わることにより資産の認識や測定の方法がどのように変化してきたかを明確にすることを目的としている。

これらの規定は、原価主義の枠内での会計処理を求めつつも、広範な容認規定が存在する。ARBのような選択の幅がある規定がどこまでの処理を容認するのか、また、どのような場合に制限をするのかなどを明確にして、現在の無形資産の会計基準を検討する上で基礎とする。今後、無形資産研究を発展させていくための足がかりとして位置付けている。

キーワード：無形資産 ARB24号 ARB43号 APB17号 のれん 原価主義 償却

Abstract

The feature and the background are arranged while showing the accounting treatment of accounting standards of intangible assets in the United States from ARB No. 24 to APB No. 17 in the figure. It aims to clarify how the method of recognizing and measuring intangible assets has changed from argue in detail by changing regulations.

Wide allowance regulations exist though these regulations request the accounting treatment in the frame of the historical cost accounting. It is assumed the base where regulations with the width of the selection like ARB allow, and when it limits treatment are clarified, and present standard of intangible assets is examined. It locates it as a foothold to develop the intangible assets study in the future.

Keyword : intangible assets, ARB No. 24, ARB No. 43, APB No. 17, goodwill, historical cost accounting, amortization

目次

はじめに

1. 会計研究公報における会計処理

1.1 会計研究公報第24号における会計処理と考え方

1.2 会計研究公報第43号第5章における会計処理と考え方

2. 会計原則審議会意見書第17号における会計処理

総括と展望

はじめに

昨今、会計基準のコンバージェンス（convergence：収斂）に関する研究が大きな注目を集めている。コンバージェンスにおいてはまず、欧州委員会（European Committee：以下、ECという）と米国の証券取引委員会（Securities Exchange Commission：以下、SECという）との合意により、国際会計基準と米国基準の間で2009年までに相互承認することにより調整開示の必要をなくすという目標のもと、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASBという）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASBという）による共同プロジェクトが進められている。両者の間における覚書（Memorandum Of Understanding：MOU）では、2008年という明確な目標の下にコンバージェンスが進められている。また、わが国においても、国際会計基準をただ受け入れるというのではなく、企業会計基準委員会（以下、ASBJという）がIASBとの共同プロジェクトによって2009年を目標に国際会計基準とのコンバージェンスが進められている。このような中で無形資産における会計基準はどのように位置付けられているのであろうか。米国基準においては、財務会計基準書（Financial Accounting Standards：以下、FASという）第141号「企業結合」および142号「のれん及びその他の無形資産」において、国際会計基準では国際会計基準書（International Accounting Standards：以下、IASという）第38号「無形資産」において主な規定がなされている。わが国においては、「固定資産の減損に係る会計基準」および「企業結合に係る会計基準」等でのれん等に関する規定がなされている。のれんについては、米国がFAS第141号にて償却をせずに減損によってのみ切下げの処理をおこなう規定にしたために、定期的に償却をおこなうこととするわが国の会計基準との間には大きな差異が生じている。無形資産については、IASBとの共同プロジェクトの、長期のプロジェクトに

において ASBJ が独自のリサーチ・プロジェクトを立ち上げる予定の項目となっている。つまり、無形資産の問題はのれんの計上および償却の問題をはじめ、コンバージェンスにおける非常に重要かつ複雑な問題であるといえよう。わが国の無形資産に関する会計基準と国際会計基準や米国基準とのコンバージェンスを検討する上で、それぞれの基準設定主体の会計観を明確に整理し、資産についての考え方を明確にすることが、基準を検討する上で必要かつ有用であると思われる。

本稿においては、無形資産の会計基準の研究にあたり、制度として最も歴史のある米国の基準についての検討をおこなう。とりわけ、無形資産に関する初期の規定である ARB24 号から修正版である ARB43 号第 5 章、そしてその後の FAS の基礎となる APB17 号について、それぞれの条文を参照しながら会計処理を図示して詳細な整理をおこなう。米国の無形資産の基準について、その変遷を整理し明確にすることで、どのような会計観から会計処理が導き出されるかを明らかにする。その上で、今後、コンバージェンス問題において重要な問題となるであろう無形資産会計基準についての議論に有用な示唆を得ようとするものである。

1. 会計研究公報における会計処理

1.1 会計研究公報第 24 号における会計処理

米国で無形資産の会計処理についてはじめて公表されたのは、会計研究公報 (Accounting Research Bulletins : 以下、ARB という) 24 号「無形資産に係る会計 (Accounting for Intangible Assets)」である。これはアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants : 以下、AIA という) の会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure) から 1944 年に公表され、主に買い入れた場合の無形資産の取扱いについて規定されている。具体的な会計処理の流れについては図 1 を参照されたい¹⁾。

ARB24 号では、株式の発行による取得、現金による購入およびその他の対価によって取得される無形資産²⁾を取扱っている。取得した無形資産は全て原価で計上する。原価とは、現金で購入した場合は支払い額を、株式の交付やその他の取引による取得は与えた対価の公正価値または取得した財および権利の公正価値のいずれか明確な価値である (ARB24, Summary Statement, par. 1)。

取得した資産はその特徴により 3 つに分類される。まず、法、規制、契約もしくは当該資産の性質により耐用年数があるものがタイプ (a) である。期限の定まっている特許権、著作権、ライセンス、フランチャイズや、有用性の続く期間について明確な証拠のあるのれんなどが該当する。これに対し、耐用年数を持たないもしくは取得時点で耐用年数を示す指標がないものがタイプ (b) となる。一般的なのれん、継続価値 (going value)、

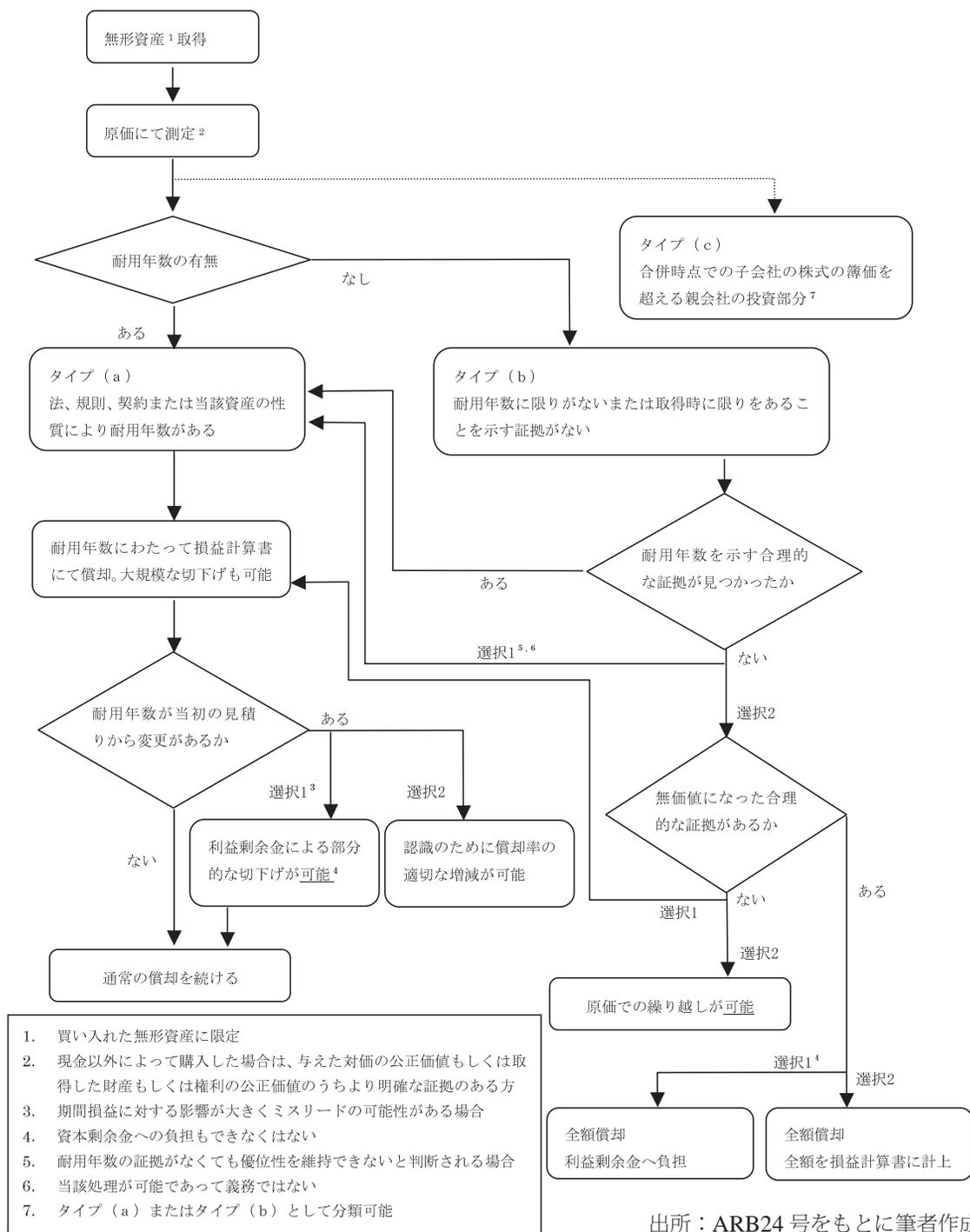


図1. ARB24号における無形（固定）資産の会計処理に関するフローチャート

商号、ノウハウ (secret processes)、顧客リスト、恒久的なフランチャイズや組織にかかる費用 (organizational costs) などが例としてあげられている。そして、取得日の子会社の株式に対する親会社の投資において、子会社の純資産における持分の帳簿価額を超える部分で連結財務諸表にて無形資産として扱われるものがタイプ (c) である。タイプ (c) の資産については、タイプ (a)、タイプ (b) もしくは両者の混合したものとして分類す

ることができるとしている（ARB24、前文）。

ARB24号の特徴として、後述のARB43号第5章とも共通していえることは、無形資産を耐用年数の有無で分類したことである。法や契約によらないのれんについても、その有効期限を示す証拠の有無によりどちらの会計処理も可能であった。このことから、この時期は無形資産のルール制定においてまだ黎明期であり実務でおこなわれていた処理を広く認めていたことがうかがえる。

取得後の無形資産について、耐用年数のあるタイプ（a）はその期間にわたって規則的に償却することとされた。これに対し、タイプ（b）は、当該無形資産について、有用な期間つまり耐用年数や、価値がなくなったことを示す明確な証拠が見つかるまでは原価での繰り越しが可能とされた。また、この耐用年数が明らかになった場合は、その期間にわたって規則的に償却する一方で、償却額が期間損益を歪ませる程度に大きな場合は、利益剰余金への負担による部分的な切下げを可能とし、残りを規則的に償却する。また、このような場合に限らず、その優位性を維持できないと判断される場合はタイプ（a）に再分類できることとした。当該無形資産が無価値になった場合には、損益計算書を通して一括償却し、もし償却額が損益計算を歪ませる程度に大きい場合は、利益剰余金にも負担することとした。

ARB24号では、無形資産について初めて作られたルールであり、広範な実務を受け入れていたといえるであろう。耐用年数の有無におけるタイプの再分類や償却方法についても、多くが企業の自由裁量でおこなわれ、義務付けられてはいなかった³。非常に自由度の高い規則であったといえよう。特に、のれんの会計処理には、有用な期限を示す証拠がない限りは原価での繰り越しが可能であった。耐用年数のあるものは規則的な償却を、ないものも後にわかった時点で、再分類をしてその後規則的な償却をするといったいわば原価主義を軸とした規定になっている。また、評価の切り上げについては、「無形資産の評価増についての言及はなく、原価主義に反するこの処理は禁止されたと考えられる。（伊藤[2006] p.49）」とされるように、実務を広範囲に認めるといえるのは、原価主義の範囲内ということがほぼ前提となっている。

このARB24号の会計処理は、1953年のARB全体の改訂・修正によりほぼ同様のかたちでARB43号第5章に引き継がれることになる。

1.2 会計研究公報第43号第5章における会計処理

AIAの会計手続委員会は1953年に、それまで公表してきた第1号から第42号までのARBを改訂および修正しARB43号として公表した。このうち、第5章が「無形資産（INTANGIBLE ASSETS）」であり、ARB24号を修正し再掲したものである。ARB43号第5章における無形資産の会計処理の流れについては図2を参照されたい。ARB43号に

おいてもいくつかの修正が入ったものの基本的な考え方は ARB24 号と同様である⁴。そのため、無形資産の取得時点で、耐用年数の有無によって2つのタイプに分けて会計処理をしている。また、耐用年数がないタイプ (b) に分類されるものについても、耐用年数を示す証拠が見つかった場合や、そうでなくても企業が存続期間にわたって競争優位を維持できないと判断した場合には、タイプ (a) に再分類して、その後、規則的な償却を

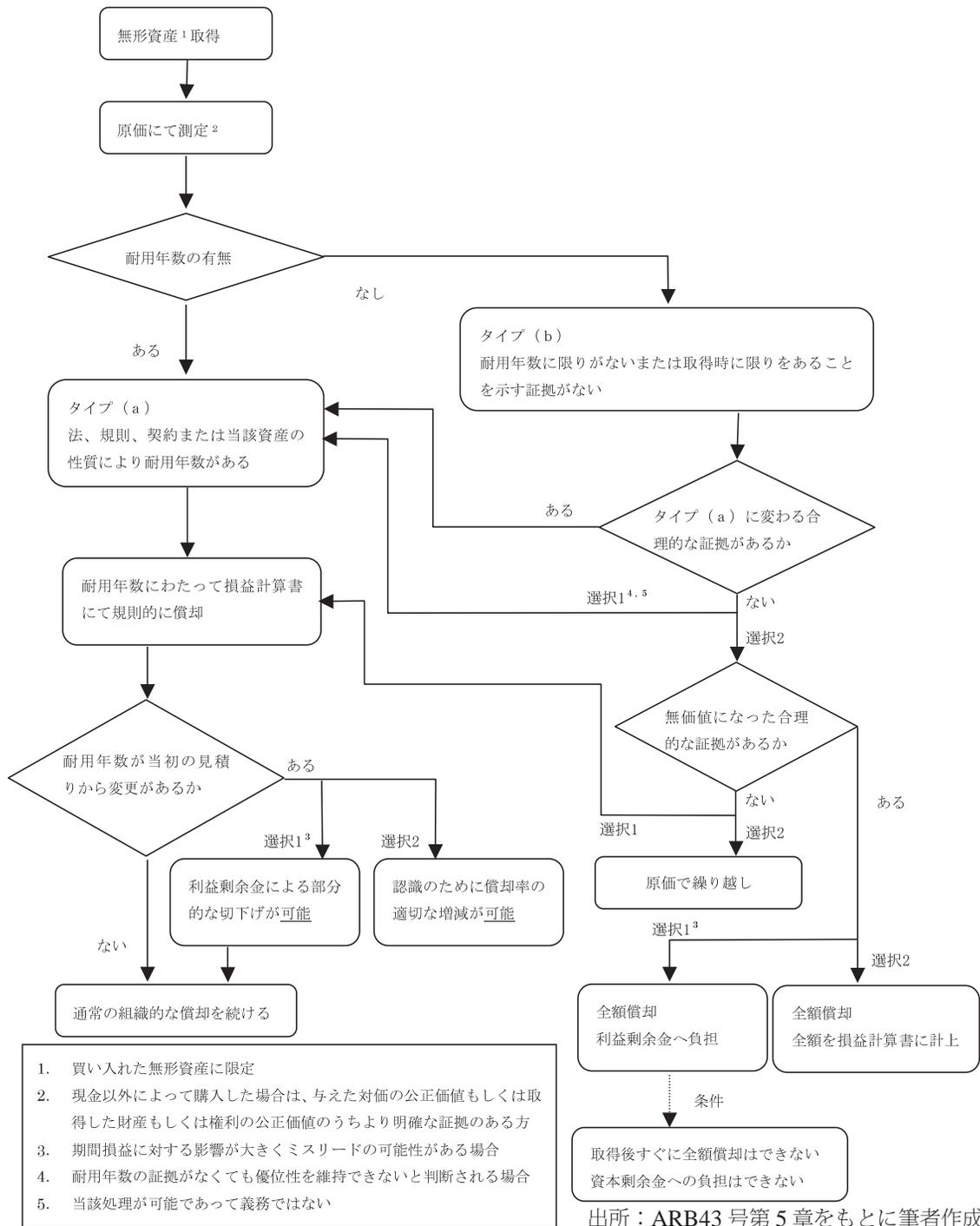


図 2. ARB43 号第 5 章における無形 (固定) 資産の会計処理に関するフローチャート

おこなうことを可能としている。修正点として、まず、無形資産の分類がはじめからタイプ (a)、タイプ (b) とされた。重要な事項としては、タイプ (b) の無形資産が無価値になった場合の処理がある。取得直後の全額償却において利益剰余金への負担が制限された。同時に ARB24 号では会計手続委員会としては批判的でありながらも容認された償却額の資本剰余金への負担も否定された。また、規則的な償却をしない場合は、耐用年数を明確にする事象が起きるまでは原価で繰り越すこととされた (ARB43 Ch. 5, par. 9)。

では、耐用年数のない無形資産の原価での繰り越しはどのような意味を持つのか。有用な期限を示す証拠がないことは、それ自体が当該無形資産を原価で繰り越す理由にはならない。このような処理が容認された理由のひとつに、ARB の性格があげられる。ARB については「適用原則の統一に主力をおいたものであり、他方、この公報の会計実務に対する拘束力は、ほとんどなかった。公報により指定された会計処理手続と異なった手続きを企業が採用しても、その企業がそれを採用する理由に関して正当性が認められれば、その企業の財務諸表に対して、会計士は、適正意見を述べることができた。(日本公認会計士協会 [1978] pp.12-13)」という指摘もある。つまり、この指摘からも無形資産の会計基準の黎明期ともいえるこの時期には、あくまで望ましい会計処理を示すに過ぎなかったということができよう。会計実務が ARB の示す望ましい処理と違っていても広く受け入れられていた。そのため、償却せずに原価で繰り越すといっても無形資産について現在のような将来の経済的便益という考え方がとられていたわけではない。理由として広範な実務に対する対応と、原価主義における損益計算の中で恣意的な評価減による損益の歪みを避けるという側面から規定されていたと考えられるのが正しいであろう。

ARB43 号は、1970 年に米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants : 以下、AICPA という) の会計原則審議会 (Accounting Principle Board : 以下、APB という) による意見書 (APB Opinion) である APB17 号が公表されるまで、無形資産の会計処理を規定するものとなる。これは以後、APB6、9、16、17 号などにより修正がおこなわれた。その後、ARB43 号の後に主な取扱いを引き継いだ APB17 「無形資産 (Intangible Assets)」が公表されたが、遡及修正がおこなわれないこととされていた。そのため 1970 年 10 月以前に取得されたものについては ARB43 号における会計処理がおこなわれていた。

2. 会計原則審議会意見書第 17 号における会計処理

上述のように、無形資産の最初の会計基準である ARB は、望ましい会計処理を示すものであった。また、複数の会計処理を容認していたため、実務においては企業に裁量の余地が多分に与えられていた。「拘束力をそれほどもたない ARB は次第に、十分な経済的実

態の調査と分析の点が不十分であるとの評価も受け、かつ、一般に認められた会計原則の明確化の点でも、不満の声が高まった。(日本公認会計協会 [1978] p.13)」との指摘がある。

その後、一般的に認められた会計原則を樹立するために1959年に会計原則審議会 (Accounting Principle Board) が設立された。無形資産に関しては、APBから1970年にAPB17号「無形資産 (Intangible Assets)」が公表された。APB17号は現在のFAS142号「のれん及びその他の無形資産」を中心とするFASBの公表する無形資産に関する会計基準の基礎になっているものである。APB17号の公表によりARB43号第5章は廃止される (APB17, par. 8)。しかし、APB17号の規定は1970年11月以降に取得した無形資産に適用されるものであり、それ以前に取得した無形資産へ遡及して適用することは禁じられていた。そのために、1970年10月以前に取得された無形資産については、APB17号の公表以降もARB43号第5章に従った会計処理がおこなわれていた。

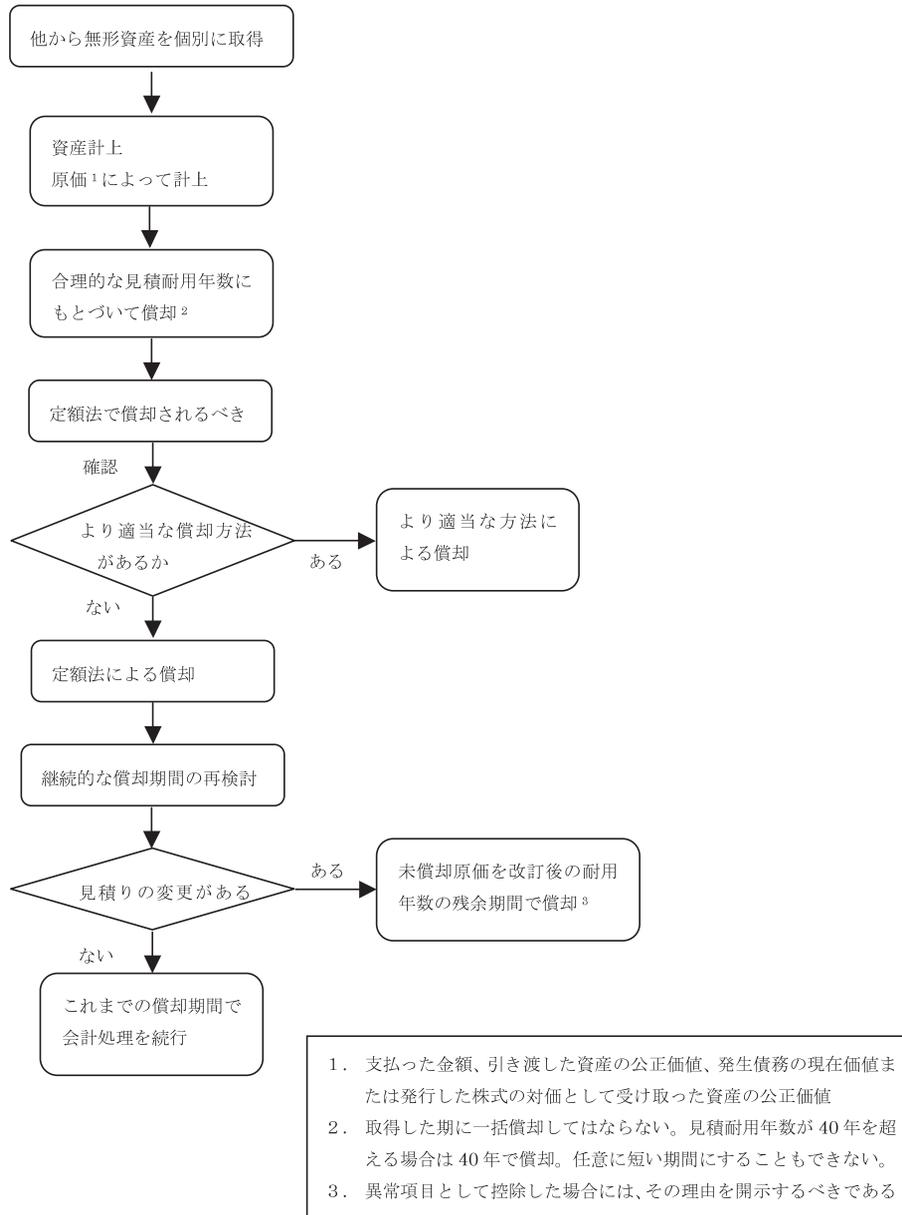
APB17号における無形資産の会計処理の流れについては図3から図5を参照されたい。

APB17号では、償却期間に上限を設け償却を強制するにあたり、のれんや類似の無形資産についての問題意識が明らかにされている。APB17では、歴史的原価主義会計 (historical-cost based accounting) における期間損益計算をおこなうこととしている。そこでは、のれんや類似の無形資産の原価と有形固定資産の原価について本質は同様として扱われている (APB17, par. 21)。そのため、これら原価は、収益に対応させるべきであり、発生時に株主持分から控除することはすべきでないのである。また、収益との対応にあたり大半の無形資産では効果が存続する年数は、土地のように永久でなければ有形固定資産のように明確に定まっているわけでもない。ARB43号のように原価での繰り越しとしながらも任意の償却を容認することは、利益に対応して当該無形資産の価値が喪失するタイミングを誤って認識することになる。このジレンマ⁵を解決するために、APB17号では無期限に存続する資産があるとしてもそれは極めて少なく、通常の資産はその価値が将来喪失するはずであるため、一定の期間に割り当てて償却することとしている (APB23, par. 23)。

資産の取得にあたり、その取得の形態によって個別に取得、資産グループの一部もしくは企業買収に伴う取得あるいは自己創設と会計処理が分けられる。図3から図5で示されているとおり、これらの会計処理の流れを概観すれば、異なるのは当初の取得時点での認識および原価の測定である。

個別に無形資産を取得した場合、原価は当該無形資産の取得のためにかかった原価で計上される。具体的には支払った金額、対価として引き渡した資産の公正価値、発生した債務の現在価値または発行した株式の対価として受け取った資産の公正価値によって測定される。これは、有形固定資産を通常の購入などにより取得した場合と同様の手続きといえ

個別に取得したの無形（固定）資産の場合



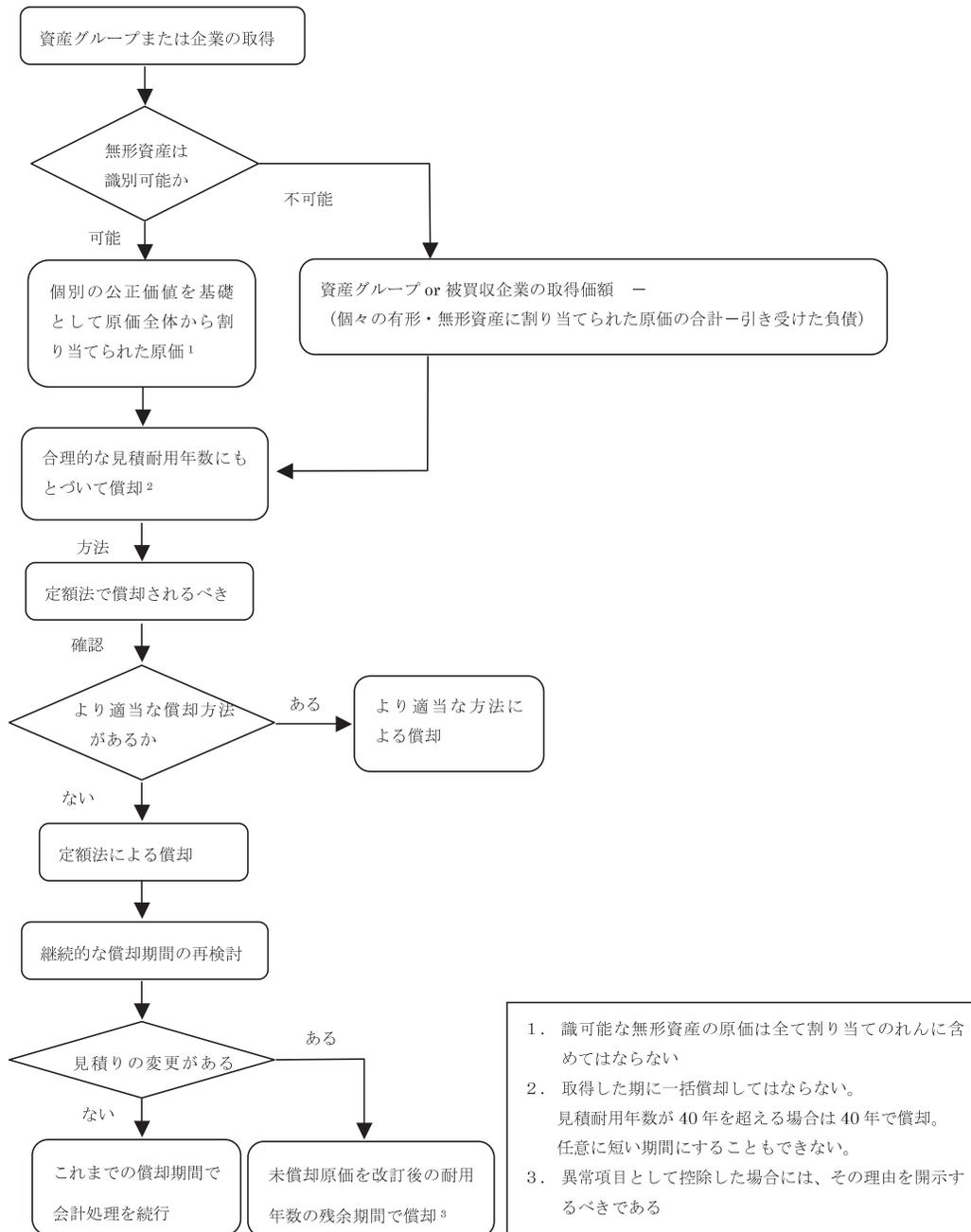
出所：APB17号をもとに筆者作成

図3. APB17号における会計処理のフローチャート

る。このようにして取得される無形資産として、著作権や商標権など契約や法律上の権利などがある。これらは企業が支配できてかつ企業から分離して売却することなどができる無形資産である。

資産グループの一部または企業買収に伴い無形資産を取得した場合、識別ができるかどうかにより原価測定の方法は異なる。まず、識別できる資産には個別で取得される無形資産と同様に契約や法律上の権利があげられる。具体的にはトレードマーク、顧客契約またはフランチャイズ契約などがあげられる。これらは全体の原価から当該無形資産の公正価

資産グループの一部または企業買収に伴い取得した無形（固定）資産の場合

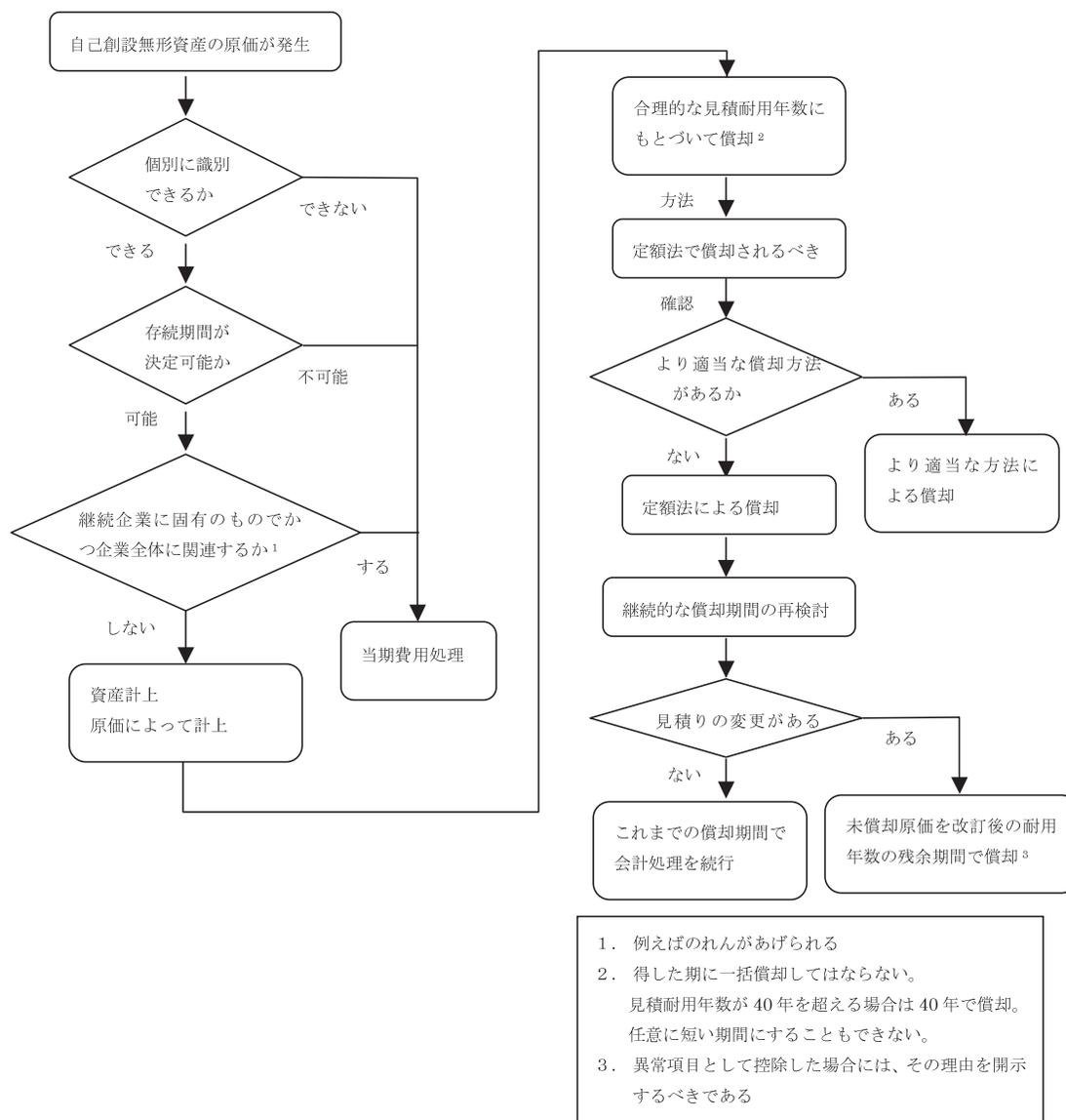


出所：APB17号をもとに筆者作成

図4. APB17号における会計処理のフローチャート

値を求めることで、割り当てられる金額が原価となる。また、識別できない資産には被買収企業の純資産を超える支払いとして買い入れのれんがあげられる。これは、被買収企業もしくは資産グループにおけるそれぞれの資産について、市場での優位や有効利用または相乗効果等の生み出す将来の便益に対して帳簿価額を超えて支払われる金額であり、個々の資産として認識できない。そのため、全体の取得価額と帳簿上の資産から負債を控除し

自己創設の無形（固定）資産の場合



出所：APB17号をもとに筆者作成

図5. APB17号における会計処理のフローチャート

た額の差額で測定される（APB17, par. 26）。

自己創設による無形資産を計上する場合には、さらにいくつかの条件を満たさなければならない。個別に識別することが不可能もしくは存続期間が不明瞭なものは発生時点で費用計上しなければならない。また、自己創設のれんのように企業継続に固有のものでかつ企業全体に関連しているものも即時費用計上しなければならない。識別可能かつ存続期間が決定可能な自己開発の特許権や自社の商品の商標などは、自己創設の無形資産として開発までの原価をして原価として計上することができる。

取得後は無形資産の原価を、便益を得られる期間にわたって配分するために償却期間の

決定をおこなう。APB17号では無形資産の償却にあたり以下のような要素を考慮することとされた（APB17, par. 27）。

- a 法、規制、契約などによりあらかじめ最長耐用年数が決まっている可能性がある
- b 耐用年数の限度を更新または延長する規定があり得る
- c 耐用年数を減少させる陳腐化、需要、競争または他の経済的事象の影響
- d 従業員または従業員グループの勤務期間に耐用年数が一致し得る
- e 現在の競争優位を制限すると予測させる競争相手やその他の行動
- f 一見無期限に見えるが、不安定で受益期間を合理的に予測できないこと
- g 無形資産はさまざまな耐用年数を持つ多くの独立した要素の混合物であり得る

上記より、aからdにかけては当該無形資産に対する法や契約、使用方法または性質など耐用年数を決定する要因が示されている。さらにeからgにおいて、無形資産自体に関する要因以外にも耐用年数は影響を受けることや、無形資産がその実体を正確に捉えることが大変困難な資産であることが示されている。

また、これに加えて償却期間はそれぞれの要素に基づいて40年以内で決定し、任意に短い期間にすることや取得時の一括償却はできない（APB17, pars. 28-29）。償却方法は定額法が示され、より適当な方法を立証しない限りは定額法による償却が行なわれることが明言されている。また、この償却期間は継続的に評価されて、変更になる証拠が示されれば償却計画は見直される。

このように、APB17号では取得の形態により当初の原価の測定に違いがあるが、その後の会計処理は原価主義における手続きにより償却が進められる。APB17号の公表における要点は、ARBでそれまで容認していた原価での繰り越しを禁じ、原価主義会計の規定を強めたことにあるといえよう。原価での繰り越しを禁じた論拠は、大半の無形資産がその効果が有限であるという考え方に基づいており、環境やその他の影響により一定の年数を定めるのが難しい場合であっても上限または下限の決定は可能ということである。そのため、受益期間が相当に長いと考えられるものについても最長40年にわたって収益に対応させて償却することとしている。しかし、償却の上限が40年という論拠については必ずしも明確には示されていない。

総括と展望

本稿においては、無形資産の会計基準について明確な整理をおこなうという意識のもと、最初の基準となるARB24号からAPB17号までの会計処理を図示しながらその特徴や背景についての整理をおこなってきた。ここでは条文を詳細に追う作業から、規定が変わることにより資産の認識や測定の方法がどのように変化してきたかを表すことを目的と

している。

ARB24号が公表された時代においては、それまで決まった会計処理がなかったこともあり実務においては多様な会計処理がおこなわれていた。また、のれんについて定期的に償却をおこなうという主張の一方で償却不要という主張もみられた⁶。無形資産にとって最初の基準といえるARB24号では、好ましい処理もしくはされるべきでない処理を明示し、概ね原価主義における会計処理を求めながらも複数の処理が容認されていた。

興味深いと思われるのは、ARB24号およびARB43号第5章において、償却期間が決定可能でない資産については原価で繰り越すという会計処理である。現在の米国における無形資産の会計基準であるFAS142号では、資産計上後のれんは償却せずに減損によってのみ評価を切下げることとされており、これと類似する会計処理とも考えられる。ARBの時代にも現在と同じように償却をせずに原価のまま繰り越すという会計処理が可能だったのである。しかし、原価で繰り越す会計処理のみをみれば共通点があるように思えるが、これらは全く異なる考え方から導き出された会計処理といえよう。

前述のとおり、ARBが公表された時期の規定はあくまで原価主義における会計処理を求めていた。無形資産の原価と収益を対応させることで、適切な期間利益を計算することに軸が置かれていたためである。そのため、通常は償却期間において規則的に償却することが求められている。原価による繰り越しは、一括償却や任意の償却による損益計算の歪みを防ぐために、容認されていたと考えるのが正しいであろう。FAS142号との決定的な違いは、ARBでは原価主義の考え方をとっていたことである。そこでは、FAS142号のように会計処理に関して資産は将来の経済的便益という考え方はとっていなかった⁷。通常の無形資産はそれに見合った耐用年数に合わせて償却することとされ、耐用年数が決定できないものに限り原価で繰り越すことが可能であった。そのため、耐用年数が決定できない無形資産についても償却をおこなうことは可能であった。ARB24号では償却について、企業の任意的な会計処理が可能であったが、基本的には償却することで当期の収益に費用として対応させるといった原価主義の考え方が根底にはある。

実務が広範におこなわれていたことも、当時このような処理を容認する理由となったと考えられる。そのため、APB17号において原価での繰り越しが禁じられたことは、会計観として大きな転換がおこなわれたというよりも、選択の幅が狭められ原価主義に忠実な規定が整備されたというのが正しいであろう。APB17号の規定はその後の無形資産の会計基準の基礎となっている。

現在の無形資産の会計処理は、2001年以降、FAS141、142号の公表により、のれんの償却が禁じられた。これらの会計基準では無形資産を将来の経済的便益と位置付けた上で、それに従った会計処理を求めている。APB17号から現行のFAS141、142号までの関係については今後の更なる研究と共に別稿で報告したいと考えている。

本稿では、無形資産に関する初期の会計基準を図示し詳細に整理することを目的とした。原価主義の枠内での会計処理を求めつつも、広範な容認規定を抱えるこれらの規定は、図示することでより正しい理解が可能であると考えたためである。そのような意味で本稿は ARB のような選択の幅がある規定についてどこまで容認されるのか、また、どのような場合に制限されるのかなどの理解をするための足がかりになると思われる。

冒頭で述べたように、近年の経営環境の変化やマネジメント技術の発達により無形資産に対する注目はますます高まっている。それに伴い無形資産に関する会計基準とその研究も今後さらにその重要性を増すであろう。筆者も財務会計の側面からこのような問題に対して研究を深めていき、多くの検討を重ねることで、わが国の無形資産会計の研究に少しでも貢献できることを願っている。

参考文献

櫻井通晴 [2006] 「管理会計における無形資産のマネジメント」『企業会計』第 56 巻第 8 号。

伊藤邦雄編著 [2006] 『無形資産の会計』中央経済社。

斎藤静樹編著 [2002] 『会計基準の基礎概念』中央経済社。

中央青山監査法人 [2004] 『アメリカの会計原則 2005 版』東洋経済新報社。

日本公認会計士協会国際委員会訳 [1969] 『会計原則総覧』関東図書株式会社。

日本公認会計士協会編 [1978] 『「アメリカ会計原則」— AICPA 会計原則審議会意見書一』大蔵省財務協会。

平松一夫、広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。

山田昭広 [2000] 『アメリカの会計基準 [第 4 版]』中央経済社。

Accounting Principle Board [1970], *Accounting Principle Board Opinion No.17, Intangible Assets*, AICPA.

Committee on Accounting Procedure [1944], *Accounting Research Bulletins No.24, Accounting for Intangible Assets*, AIA.

Committee on Accounting Procedure [1950], *Accounting Research Bulletins No.43, Re-statement and Revision of Accounting Research Bulletin*, AIA.

Financial Accounting Standards Board [2001], *Statement of Financial Accounting Standards No.142, Goodwill and Intangible Assets*.

- 1 図のタイトルに無形（固定）資産とあえて記しているのは、これら無形資産が固定資産としての性質を持ち有形固定資産との対比等により「無形固定資産」として議論がされていることも多いためである。
- 2 無形資産という用語には原文において“Intangible assets”と“intangibles”の記述が見られる。これらは同様の資産を指すための言葉として用いられており、この時期に近年見られるような「無形資産」と「無形の資産」などという使い分けはされていないと考えられる。
- 3 条文の本文中では、ほとんどの会計処理について、可能（may）という表現が使われており、強い表現でも、すべき（should）という程度で、広範囲で企業の自由裁量（discretion）とされていた。
- 4 ARB43 号第 5 章の会計処理は、基本的には ARB23 号の再掲であるが、後述する資本剰余金への負担や即時全額償却以外にも、細かな修正点は多数見られる。しかし、

上述のように ARB23 号が実務の広範囲を容認する規定であること、ARB43 号第 5 章も同様の流れを継いでいることから、これらの修正の多くが実際の会計処理へ影響を与えていたとは考え難い。

- 5 会計処理の選択適用による矛盾である。つまり、耐用年数を示す証拠がないにも関わらず償却をおこなえば価値の減少を早いタイミングで認識する可能性があり、一方で価値の喪失が明らかになるまで原価で繰り越せば価値の減少を遅いタイミングで認識する可能性がある。それによって、正しい利益を認識できないまたは恣意性が介入することになる (APB17, par. 22)。
- 6 償却不用説が主張されていたのは、1929 年の株式市場の崩壊をきっかけとした大恐慌以前に主にみられる。また、その時代には広告支出や創業費についてもものれんとして計上するような主張があったことが指摘されている (伊藤 [2006] pp.44-46)。大恐慌以降の ARB24 号が公表される頃には償却不要論があったとはいえ、規則的な償却を主張する論者が多数であった。
- 7 無形資産は、将来、企業に便益をもたらすものとして考えられてはいた。しかし、会計処理においては、原価で計上することが求められ、その価値を持って計上するというものではなかった。

